

監査公表第25号（平成25年3月15日、県公報第3479号）

平成24年9月3日から平成24年10月30日実施 随時監査（2次）結果（平成24年度）

第1 監査の概要

1 監査対象機関、監査対象期間及び監査実施期間

- (1) 監査対象機関：知事部局及び教育委員会の出先機関並びに警察本部関係機関の34機関
- (2) 監査対象期間：平成24年3月1日又は平成24年4月1日から監査実施日まで
- (3) 監査実施期間：平成24年9月3日～平成24年10月30日

監査対象機関ごとの監査対象期間及び監査実施日は、次のとおりである。

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
保健医療介護部	筑紫保健福祉環境事務所	平成24年3月1日から 平成24年9月18日まで	平成24年9月18日
	粕屋保健福祉事務所	平成24年3月1日から 平成24年9月19日まで	平成24年9月19日
	宗像・遠賀保健福祉環境事務所	平成24年3月1日から 平成24年9月25日まで	平成24年9月25日
	北筑後保健福祉環境事務所	平成24年3月1日から 平成24年9月14日まで	平成24年9月14日
	保健環境研究所	平成24年3月1日から 平成24年9月21日まで	平成24年9月21日
	精神保健福祉センター	平成24年3月1日から 平成24年9月20日まで	平成24年9月20日
商工部	北九州中小企業振興事務所	平成24年4月1日から 平成24年10月16日まで	平成24年10月16日
	飯塚中小企業振興事務所	平成24年4月1日から 平成24年10月11日まで	平成24年10月11日
	計量検定所	平成24年4月1日から 平成24年10月10日まで	平成24年10月10日
教育委員会	南筑後教育事務所	平成24年3月1日から 平成24年9月3日まで	平成24年9月3日
	美術館	平成24年3月1日から 平成24年9月13日まで	平成24年9月13日
	八幡中央高等学校	平成24年3月1日から 平成24年9月5日まで	平成24年9月5日
	遠賀高等学校	平成24年3月1日から 平成24年9月6日まで	平成24年9月6日
	早良高等学校	平成24年3月1日から 平成24年9月7日まで	平成24年9月7日
	山門高等学校	平成24年3月1日から 平成24年9月12日まで	平成24年9月12日
	八女工業高等学校	平成24年3月1日から 平成24年9月11日まで	平成24年9月11日
	北九州視覚特別支援学校	平成24年3月1日から 平成24年9月4日まで	平成24年9月4日
警察本部関係機関	北九州市警察部	平成24年4月1日から 平成24年10月9日まで	平成24年10月9日
	東警察署	平成24年4月1日から 平成24年10月26日まで	平成24年10月26日
	南警察署	平成24年4月1日から 平成24年10月2日まで	平成24年10月2日
	早良警察署	平成24年4月1日から 平成24年10月5日まで	平成24年10月5日
	西警察署	平成24年4月1日から 平成24年10月23日まで	平成24年10月23日

	監査対象機関名	監査対象期間	監査実施日
警察本部 関係機関	宗 像 警 察 署	平成24年 4月 1日 から 平成24年 10月 25日 まで	平成24年 10月 25日
	博 多 臨 港 警 察 署	平成24年 4月 1日 から 平成24年 10月 17日 まで	平成24年 10月 17日
	小 倉 南 警 察 署	平成24年 4月 1日 から 平成24年 10月 16日 まで	平成24年 10月 16日
	八 幡 東 警 察 署	平成24年 4月 1日 から 平成24年 10月 18日 まで	平成24年 10月 18日
	八 幡 西 警 察 署	平成24年 4月 1日 から 平成24年 10月 4日 まで	平成24年 10月 4日
	戸 畑 警 察 署	平成24年 3月 1日 から 平成24年 9月 27日 まで	平成24年 9月 27日
	行 橋 警 察 署	平成24年 4月 1日 から 平成24年 10月 19日 まで	平成24年 10月 19日
	飯 塚 警 察 署	平成24年 4月 1日 から 平成24年 10月 24日 まで	平成24年 10月 24日
	直 方 警 察 署	平成24年 4月 1日 から 平成24年 10月 3日 まで	平成24年 10月 3日
	久 留 米 警 察 署	平成24年 3月 1日 から 平成24年 9月 28日 まで	平成24年 9月 28日
	小 郡 警 察 署	平成24年 4月 1日 から 平成24年 10月 30日 まで	平成24年 10月 30日
	柳 川 警 察 署	平成24年 3月 1日 から 平成24年 9月 26日 まで	平成24年 9月 26日

2 監査の主眼

今回の監査は、旅費等9支出項目の財務に関する事務が適正に執行されているか、併せて、経済性、効率性及び有効性に考慮して執行されているか、また、内部統制は適正に行われているかに意を用いて実施した。

特に、旅費及びその他需用費に主眼を置き、旅費については、事実確認調査を含む監査を実施した。

3 監査の範囲

- (1) 時間外勤務手当
- (2) 賃金
- (3) 旅費
- (4) 交際費
- (5) 食糧費
- (6) その他需用費
- (7) タクシー借上料
- (8) 会場借上料
- (9) 備品購入費
- (10) 内部統制

第2 監査の結果

今回の監査の結果、財務に関する事務は、調査した範囲において、下記事項を除き適正に執行されていた。

- 1 指摘事項（是正又は改善等を要し、著しく適正又は妥当性を欠くもの）
該当なし
- 2 注意事項（是正又は改善等を要し、適正又は妥当性を欠くもの）
注意事項に該当するものは、次のとおりである。

対象部局名	調査区分	件数	内 容
保健医療介護部	支 出	1	退職者の給与（共済掛金還付金）が、3か月支給されず所属の口座に残っていた。
	財 産	3	物品購入において、物品購入何書等の必要書類が作成されていないものがあった。
商工部	財 産	1	物品購入において、一括発注すべき物品を、分割して発注及び支払いを行っていた。
教育委員会	支 出	2	県外出張の旅費において、宿泊料の算定を誤ったため、支給過となっていた。
		8	物品購入代金の請求書において、1か月ほどの受付遅延及び支払遅延があった。